

おながこどもまつり出店要綱

開催日 4月29日(日・祝) ※雨天決行・延期なし(ただし荒天の場合は中止あり)

開催時間 午前10時～午後2時

会場 遠賀総合運動公園 グラウンド

出店団体について

- 遠賀町商工会会員、または賛助会員とする。
- 出店は7団体までとする。ただし、応募が定数を上回った場合は、遠賀町内事業者を優先して抽選を行うものとする。

例1) 町内事業者の応募が10件、町外事業者の応募が3件の場合

町内事業者のみで抽選を行い、落選した町内事業者3件及び町外事業者は出店できません。

例2) 町内事業者の応募が5件、町外事業者の応募が4件の場合

町内事業者5件の当選は確定し、残りの2枠を町外事業者4件で抽選を行います。

※抽選は3月27日(火)午後2時から 遠賀町中央公民館 2階 視聴覚室にて行います。

出店場所は抽選で決定しますので、各団体の代表者1名は必ず抽選に参加してください。

また、抽選については、町内事業者の抽選を先に行います。町外事業者は、町内事業者の抽選後に行います。

出店団体の募集について

- 出店を希望する団体は、様式1「出店申込書」、様式2「出店従事者届」、様式3「誓約書」、付属書類を提出すること。
- 募集期間は、3月5日(月)～3月16日(金)とする。

※出店申込書等の提出先：遠賀町教育委員会 生涯学習課 社会教育係
(平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

出店の拒否について

- 次に該当する場合は、出店を許可しないものとする。
 - ① 出店許可を得ようとする者が、暴力団関係企業、団体、またはその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という)である場合。
 - ② 出店許可を得ようとする者が、暴力団等を従業員として使用すると認められる場合。
 - ③ 出店許可を得ようとする者が、暴力団等にみかじめ料等の名目の如何を問わず、金品を提供すると認められる場合。

出店許可の取り消しについて

- 実行委員会は、出店者が関係法令及びこの出店要綱に違反したとき、または事業運営上不適応であると認められるとき、並びに、次に掲げる各号のひとつに該当する場合、出店許可を取り消すことができるものとする。また、出店を取り消された場合、翌年から3年間当該まつりへの出店はできないものとする。
 - ① 出店許可を得た者が、暴力団等であると判明した場合。
 - ② 出店許可を得た者が、虚偽の申請で出店許可を得たことが判明した場合。
 - ③ 出店許可を得た者と現に出店している者が異なることが判明した場合。
 - ④ 出店許可を得た者が、暴力団等にみかじめ料等の名目を問わず、金品を渡した場合。

- ⑤ 暴力団等を従業員として使用した場合。
- ⑥ 営業中に、粗暴、卑劣な言動等お客様に迷惑をかける行為を行った場合。
- ⑦ 半裸体及び入れ墨をのぞかせる等の粗暴な服装や態度をとった場合。
- ⑧ 実行委員会関係者の指示に従わない場合。

出店の配置等について

- 出店位置は、別紙出店者用地図に記載のとおりとし、抽選で決定する。(先に町内事業者の抽選を行った後、町外事業者の抽選を行います。)
- 枠は、間口約3間(5.4m)×奥行き約2間(3.6m)とし、1団体につき1枠までとする。
- 枠内に収まればテント等ではなく、車両(あらかじめ車両販売の許可をとること)の使用を認める。なお、車両による販売を行うときは、申し込み時に移動販売車の写真を添えること。
- テント、イス、テーブル、電源(発電機等)、消火器等、出店に必要な備品は各自で準備すること。
- 前日にテント機材等の搬入・組立を行ってもよいが、実行委員会は、盗難等に関する責任を負わないものとする。また、前日に準備を行う場合は、枠の設定後からとし、事前に実行委員会へ連絡すること。
- まつり当日の準備車両等の搬入は、午前7時30分からとする。また、グラウンド内への進入は警備員の指示に従うこと。
- まつり当日の準備時間は、午前7時30分から午前9時30分までに終わらせること。
- 搬入・準備を終えた車両については、グラウンド内の一般駐車場に駐車すること。

遵守事項について

出店者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 出店者は、実行委員会の指示に従うこと。
- 出店に関して、第三者への名義の貸し借りや場所貸しは禁止する。
- 子ども向けのまつりであることの意義を十分に理解した料金設定とすること。
- 出店するにあたり、そこで発生した事故、盗難、天災、その他によって損害を受けた場合については、一切の責任を実行委員会に問わないものとする。
- 出店者は、賠償責任保険に加入すること。
- 必ず、まつり開催時間内で販売すること。(午前10時～午後2時)
- 販売品目は、申請内容と相違ないものとする。
- 食品を扱う出店主は、福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所の指導に従い、臨時営業許可等の出店に必要な申請を行い、許可を得ること。また、手洗い・消毒等の衛生面に十分注意し、食中毒等を絶対に起こさないよう安全に配慮すること。(実行委員会では一切責任を負わないものとする。)
- まつり当日は、臨時営業許可証を出店区画の表から見える位置に掲示すること。
- 子ども向けのまつりとして開催するので、アルコール類や危険な玩具(鉄砲やパチンコ等の飛び道具)の販売はしないこと。
- 出店者は、指定された場所以外での立ち売りや呼び込み等、不当な販売行為を行わないこと。
- 第三者に損害を与えた場合は、損害賠償の責任を負わなければならないこと。
- 火気器具類を使用する出店者は、火気器具等の取扱いに十分注意し、事故等を絶対に起こさないよう安全に配慮すること。(実行委員会では一切責任を負わないものとする。)
- 発電機は、営業開始前に燃料を満タンにしておくこと。
- 発電機は、風通しの良い平らな場所に設置すること。

- 発電機は、可燃物から1 m以上、火気から2 m以上離すようにすること。また、通行の妨げにならないよう配線し、漏電防止措置をとること。
- 燃料容器は、消防法適用の金属缶のものを使用すること。
- 燃料容器は、火口から離れた風通しの良い場所に置くこと。
- 燃料容器のエア抜キネジは締めておくこと。(給油時は、圧抜キすること)
- 燃料を補給する場合は、火気から5 m以上の距離をとること。
- コンロ等は、安定した不燃性の台上、もしくは不燃シートで被覆された台上で使用するこゝと。
- コンロ等の周囲は、常に整理整頓しておくこと。
- コンロ等と可燃物との遠隔距離が保たれるよう配置すること。
火口露出型(上方100 cm、側方15 cm)
火口隠ぺい型(上方50 cm、側方4.5 cm)
- ゴムホースは、ガス専用で、亀裂や劣化がないものを使用すること。また、接合部は、ホースバンドで締めつけること。
- 器具に対してガスボンベは専用であること。
- ガスボンベを分岐使用する場合は、器具毎に開閉栓があるものを使用すること。
- カセットコンロを2台以上並べて使用しないこと。
- 火口に対して調理器具が大きすぎないようにすること。
- カセットコンロを木炭等の火おこしに使用しないこと。
- 電熱器具は、定格容量に適した配電になるようにすること。
- 電熱器具の配線は、保護していること。
- 固形燃料(木炭等)を使用する場合は、残灰処理の準備をして、終了後はきれいに片づけること。
- 火気器具類を使用する際は、1団体(発電機は1台につき、10型消火器が1本必要となる)につき、使用可能な10型消火器を1本準備すること。
- まつりは雨天決行であり、雨天時における店舗の位置について変更等はないが、他団体の屋外での催し物の一部が中止となる旨了承すること。また、雨天時の出店判断については、各自で行うこと。なお、雨天により生じた派生的、付随的、間接的損害については、実行委員会では一切責任を負わないものとする。
- 荒天による中止の判断は、前日に実行委員会で行う。
- 荒天により、おんがこどもまつりの開催が中止になった場合、それにより生じた派生的、付随的、間接的損害について、実行委員会では一切責任を負わないものとする。
- 営利目的につながるチラシの配布やPR活動は、こどもまつりの趣旨に沿わないため、行わないこと。
- 会場内における商品及び金銭のやりとりについて、実行委員会は一切関知しないため、出店者と購入者として責任を持って行うこと。
- まつり終了時間の午後2時を迎えたら速やかに営業を中止・終了すること。
- 片付け開始時間は、午後2時10分からとする。
- 出店場所及び会場周辺へゴミ・水・氷・炭等を放置したり、会場内のゴミ箱へ投棄したりせず、自身で持ち帰り処理すること。また、片付け開始時間後は、速やかに出店した物品、ゴミ等を搬出し、現状に復すること。
- その他、出店に係る諸問題等については、出店者が全て責任を持って対処すること。